

入札説明書
(さくら市総合公園プレイパーク自動販売機設置者募集要項)

1 はじめに～自動販売機設置者の募集にあたって～

総合公園さくらスタジアム横に設置する自動販売機(A～C 区画)の設置者を以下のとおり募集します。
本市では、都市公園の魅力向上を目的に設置管理許可制度を活用し自動販売機設置者を公募入札によって選定するものです。また公園管理費における自主財源の確保も目的としております。
当該募集に参加される方は、募集要項の各事項を確認の上、参加してください。

2 設置管理物件

今回の物件(公募物件)は、別表1「物件一覧」及び別表2「物件調書」のとおりです。

3 入札参加資格

本市の「令和7・8年度物品納入等入札参加資格者登録名簿」に登録されている個人又は法人であることを参加資格とします。

4 自動販売機の設置条件

(1)飲料等用自動販売機設置者(以下「設置者」という)の施設使用形態

都市公園法第5条の規定に基づき、設置者が市に対し、申請許可を受け、使用料を支払うことによって行います。

(2)使用期間

令和7年 10 月 1日から令和9年9月 30 日まで(2年間)とします。

(3)使用料

使用料は毎月の売り上げ額(税抜き)に提案率を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した価格とします。

(4)必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者(落札者)の負担とし、その方法については、本市の指示に従ってください。

イ 電気料についても設置者(落札者)の負担とします。市側で毎月の基準日に検針を行い、使用電力量を確認した上で、毎月の電気使用料金を算定します。各設置者(落札者)は、消費電力に応じた実費相当分を、本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限まで全額納入してください。

また、設置者(落札者) は、自動販売機の売り上げ状況を 1 か月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本市へ売上報告書を提出するものとします。

なお、電気料の算出方法は次のとおりです。

【電気料金月額(円未満切り捨て)】

=〔電力量単価(税込)±燃料費調整単価〕×〔子メーターの数値により算出する月間消費電力量(kwh)〕+再生可能エネルギー発電促進賦課金

※当該付きの電力量単価は、夏季・その他季により変動があります。

※燃料費調整単価、その他賦課金単価等は変動があります。

※期間中にその他の賦課金が発生した場合は、電気料金に反映させるものとします。

ウ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置者(落札者)の負担とします。

(5)設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 別表1「物件一覧」で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

イ 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

ウ ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。

エ 利用者に使いやすく、開発されたユニバーサルデザインのものや、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力導入に努めること。

オ 外観については、設置場所に配慮したものとし、本市協議の上、設置すること。

カ 設置場所については給排水管がないことから、カップ式自動販売機については、タンク式のものとすること。

キ 本市との災害協定等の締結事項がある場合、それらに対応する機器仕様であること。

(6)利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、使用料及び電気料を本市が定める期限までに確実に納入すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、本市と協議の上行うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水(スポーツドリンク含む)、乳飲料、アイスクリームとし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルのほか、蓋付きの紙カップなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札者決定後、設置前に本市と協議すること。
- オ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格で販売すること。

(7)維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者(落札者)が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置者(落札者)の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置者(落札者)の責任において速やかに対応すること。

(8)現状回復

設置者(落札者)は、契約期間が満了又は契約が解約された場合、速やかに現状回復してください。なお、現状回復に際し、設置者(落札者)は一切の補償を本市へ請求することはできません。

5 参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次により参加資格確認申請書(様式第1)を提出しなければなりません。期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

参加資格確認結果の有無について市より通知します。なお、資格がないと認めた場合、その理由を付して通知します。

(1)参加資格確認申請書の提出期間

期間:本公告の日から令和7年8月22日(金)まで【必着】

「さくら市の休日定める条例」に規定する休日(以下「市の休日」という。を除く)

時間:午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く)

(2)参加資格確認申請書の提出方法及び提出場所

入札参加資格確認申請書(様式第1)に必要事項を記載し、さくら市スポーツ振興課(さくら市氏家2730番地)まで持参または郵送してください。郵送の場合令和7年8月22日(金)必着のみ有効とします。なお電話、ファックス及びインターネットなどによる受付はいたしません。

(3)参加資格確認結果の通知

令和7年8月25日(月)までにファクシミリにより連絡します。なお、後日通知書を郵送します。

(4)入札説明書に関する質問

ア 提出書類 入札説明書に関する質問書(様式第3) 1部

イ 提出方法 持参、ファクシミリ又は電子メール(u-taiikukan@city.tochigi-sakura.lg.jp)

なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合は、必ず電話(028-682-8888)で送信された

ことを連絡してください。

ウ 提出場所 さくら市スポーツ振興課施設係(氏家体育館内)

エ 提出期限 令和7年8月 26 日(火)午後5時必着(ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除く。)

(5) 入札説明書に関する質問の回答

令和7年8月 27 日(水)午後5時までにはさくら市ホームページに掲載します。

6 入札保証金・契約保証金

入札保証金及び契約保証金は「免除」とします。

7 入札内容

入札する内容は、4(2)の使用期間中の毎月の販売金額に対する「提案率」を小数点以下第1位まで記載してください。

8 入札

(1) 入札は所定の入札書(様式第5)を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、区画番号、設置場所、入札者の住所及び氏名(法人にあたっては、所在地、名称及び代表者名)を封筒に表記してください。

(2) 入札書には、黒字のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

(3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合は無効になります。その場合は書き直しとなります。なお、提案率の訂正はできませんのでご注意ください。

(4) 提案率はアラビア数字を使用し、小数点以下第1位まで記入してください。

(5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 代理人が入札を行う場合には、委任状(様式第6)を入札執行前に提出してください。

2件以上の物件の入札に参加するときは、物件ごとに委任状を提出してください。

(7) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(さくら市入札執行事務処理要領第6号関係)

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札

ウ 同一の入札について他の入札者の代理をした者のした入札

エ 同一の入札について同一の入札者が2通以上提出した入札

オ 記載事項が不明瞭で判読できない入札

カ 入札期日に持参しない入札

キ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき(この場合においては、当該工事等の箇所に係るその後の入札の参加を無効とする)

ク 金額を訂正した入札書を提出したとき

ケ その他入札に関する条件に違反したとき

(8) 入札参加者の事前公表は行いません。

9 入札の基本事項

(1) 入札参加申込をされた方は、入札日時及び入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出していただきます。

この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。

(2) 入札書を公開の場で開札し、使用物件に対し、本市が定める最低提案率以上の率をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い率を提示した者を落札者とします。

(3) 入札回数は2回とします。

また、最高提案率の入札が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。

(4) 区画番号 B、C は取り抜け方式とします。(詳細は別紙参照)

区画番号 A の入札を落札した者は、区画番号 B の入札に参加することが出来ません。ただし、区画番号 A の

入札を落札した者以外に、入札希望者がいない場合は、取り抜け方式を採用しません。

区画番号 B の入札を落札した者は、区画番号 C の入札に参加することが出来ません。ただし、区画番号 B の入札を落札した者以外に、入札希望者がいない場合は、取り抜け方式を採用しません。

また、区画番号 A 及び B の入札については、さくら市内に本店を有する者であることを条件とします。

(5) 入札日時

令和7年8月 29 日(金) 午後 2 時 15 分

(受付は、午後1時 00 分から行います)

さくら市役所本庁舎3階議員控室(さくら市氏家 2771 番地)

(6) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名及び入札参加者数等をホームページに公表します。

10 入札の中止

不正な入札が行われ恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

11 契約の締結

(1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

12 使用料の納付

使用料は、本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます。また、既に納付した使用料は返還いたしません。

※売上実績(売上個数、売上カウンター値)については、本市が定める期日までに毎月報告するものとします。

※売上カウンター値については、前回報告値との差が売り上げ個数の合計と合致するものとします。また、随時本市は設置者(落札者)立会いのもと、売上カウンター値を確認できるものとします。

13 都市公園概要

名称:さくら市総合公園

場所:栃木県さくら市櫻野 1789 番地

14 その他

条件付一般競争入札参加資格申請書、入札書等の指定様式は、さくら市ホームページにおいて、本入札を掲載したページから様式をダウンロード可能です。なお、ダウンロードできない場合は、スポーツ振興課窓口で配布いたします。

15 問い合わせ先

住所 〒329-1311 栃木県さくら市氏家2730番地 氏家体育館内

さくら市スポーツ振興課 施設係

電話番号 028-682-8888

FAX 028-682-7541

メール u-taiikukan@city.tochigi-sakura.lg.jp

【別 紙】

○A 区画

市内に本店を有する者限定の入札となります。

○B 区画

市内に本店を有する者限定で入札を行いますが、A 区画落札者は入札できません。

(取り抜け方式)

○C 区画

どなたでも入札可能ですが、A 区画落札者は入札できません。

(取り抜け方式)

【注意事項】

B、C 区画については「取り抜け方式」採用しておりますが、事前の B、C 区画の入札希望者が、A、B 区画を落札した者のみであった場合、取り抜け方式を採用しないことになります。つまり A、B 区画落札者も B、C 区画に応札できるようになります。

公園管理者としては、より多くの事業者に自動販売機を設置していただきたいため、入札参加資格がある区画番号には、すべて○を付けていただくことをお勧めします。